

### 策定状況

- 18年度末までの策定済み市町村は、3割(策定予定を含めると6割)で、特に町村部の策定が進んでいない。都道府県は8.5割が策定済み。7都道府県が策定未定。
- 策定委員に住民からの公募委員を募る、地区ごとに住民参加で計画を策定し市町村計画と連動させる等の手法がとられている。
- 策定が遅れている理由としては、①市町村合併と時期が重なった、②義務計画である介護保険事業計画、障害者計画等と策定期間が重なっていた(特に町村部では体制が確保できなかった)、③義務計画でない、④策定による補助金優遇等のメリットがない、策定しなくてもペナルティがない など

### 策定の効果

- 小地域活動のエリア、地域包括支援センターのエリア等各エリアの設定について調整することができた。
- 体制整備、拠点整備につながった。
- 庁内横断的な検討委員会の開催により関係各課の地域福祉や住民参加に関する理解が深まり、連携関係の基盤作りになった。
- 住民が地域の課題に気づき、住民が取り組む新たな活動やサービスが生まれた。

### 策定の課題

- 「相談、サービスを総合化する」「相談しやすい窓口にしていく」「住民の福祉活動を支援する」等が謳われているが、具体化方策については明示されていない計画も多い。
- 調査が実施されているものの、福祉活動に参加したいかといった意識調査が主で、具体的な生活課題の把握、分析が十分でないため、課題の解決方策を示すに至っていない。
- 住民の関心の高いひとり暮らしの安否確認等の高齢者関係の課題が中心で、孤立死や徘徊死、差別偏見等の深刻な問題、地域の少数者の問題を取上げているものは少ない。

46

### 今後の課題

地域の要支援者、とりわけ少数者の問題の把握と支援について明確に位置づけ取り組みを進める必要。

- 住民懇談会や意識調査の実施のみでは把握しにくい少数者の問題把握と支援を地域福祉計画に明確に位置づける必要。
  - ・ 当研究会により明らかになった地域の要支援者(地域から孤立したり排除される人々、自ら助けを求めようとしない人々等)の声なき声をくみあげる仕組み。
  - ・ 地域の要支援者を把握する仕組みづくりと要支援者の日常での生活変化を察知する見守りの仕組みづくり。
- これら地域の問題や要支援者の発見方策を国の支援策として提示。
  - 例) ・実態調査やマップづくりの手法、具体例の収集と提供。
  - ・指針を通知。
- 要支援者を支援する住民福祉活動を自律性を損なわないよう支援する仕組みが必要。
  - ・ これら住民活動が機動的、即応的で、継続性の担保されたものとするため、住民活動の計画策定を推進し、その計画と財源がリンクする仕組みづくり。

47

## 要援護者情報を共有するための手段について

- 新潟県中越沖地震の際、要援護者に関する情報の共有が不十分だったことから、避難支援等が迅速かつ適切に行えなかった等の指摘があった。



- そこで、「市町村地域福祉計画」において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等についても盛り込むこととした。

48

## 要援護者の支援方策について 市町村地域福祉計画に盛り込む事項

- 1 要援護者の把握に関する事項
  - 要援護者の把握方法
- 2 要援護者情報の共有に関する事項
  - 関係機関間の情報共有方法
  - 要援護者情報更新のための方法
- 3 要援護者の支援に関する事項
  - 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
  - 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

49

## 個人情報保護との関係について

### ○ 個人情報を他の関係機関と共有するための方式

#### ① 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式

#### ② 同意方式

要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式

#### ③ 個人情報保護条例で明記する方式

地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、要援護者本人から同意を得ない場合であっても、個人情報を他の関係機関との間で共有できる方式。

※ 個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例

「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」

50

### 策定手続

事前・事後の両面にわたって計画策定における手続き上の住民参加を保障。

### ○ 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。(第107条)

- ・ 地域福祉推進のためには、地域住民や事業者、ボランティア団体等が、地域の実情に応じて限られた資源を有効に活用しつつ、その地域における福祉の水準をどのように設定していくかについて幅広い合意を形成することが必要であること。
- ・ 地域住民や事業者、ボランティア団体等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めるべき責務が規定(第4条)されていること。

⇒上記から、地域福祉計画策定において、住民参加が不可欠。

### ○ 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。(第108条)

51

### 市町村地域福祉計画（第107条）

次に掲げる事項を一体的に定める計画

#### 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 目標の提示(ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定)
- 目標達成のための戦略
  - ・ 相談支援体制の整備
  - ・ 必要なサービスを利用できる仕組みの確立
  - ・ サービスの評価等による利用者の選択の確保
  - ・ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- 利用者の権利擁護(適切なサービス利用を支援する仕組み)

#### 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 多様なサービスの振興・参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連他分野との連携方策

#### 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- 住民等の関心喚起、意識の向上と主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

52

### 都道府県地域福祉支援計画（第108条）

次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定

#### 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

- 市町村や市町村が実施する広域事業に対する支援
- 管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

#### 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等

#### 3 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給基盤整備の促進等
  - ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
  - ・ サービスの質の評価等の実施方策
  - ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
  - ・ 地域福祉権利擁護事業(平成19年度より日常生活自立支援事業)、苦情解決制度等の実施体制の確保

53

○ 法に定める計画に盛り込むべき事項の詳細については、以下により通知。

<平成14年4月1日 社会・援護局長通知>

「地域福祉計画の策定について」

- \* 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告)をまとめ、各都道府県知事に通知。

<平成19年8月10日 社会・援護局長通知>

「市町村地域福祉計画の策定について」

- \* 災害時等にも対応する要援護者支援方策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握と関係機関間の共有が必要であることから、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込む旨を各都道府県知事に通知。

54

### 策定状況

- 18年度中の策定は、33.8%、(策定予定を含めると59.6%)
- 市区部と町村部を比較すると町村部の策定が遅れている。
  - ・ 市区部は、48.9%(策定予定\*1を含めると78.4%)
  - ・ 町村部には、22.3%(策定予定を含めると45.0%)
- \*1 策定予定は、策定予定時期を明確にしている自治体

1 市町村地域福祉計画

	平成18年9月末迄に策定が終わっている	平成18年度以内に策定が終わる予定	平成19年度以降に策定予定	策定と策定予定の合計	策定未定	計
市区	283 35.3%	109 13.6%	237 29.6%	629 78.4%	173 21.6%	802 100%
町村	139 13.4%	92 8.9%	236 22.7%	467 45.0%	571 55.0%	1,038 100%
計	422 22.9%	201 10.9%	473 25.7%	1,096 59.6%	744 40.4%	1,840 100%

2 都道府県地域福祉支援計画

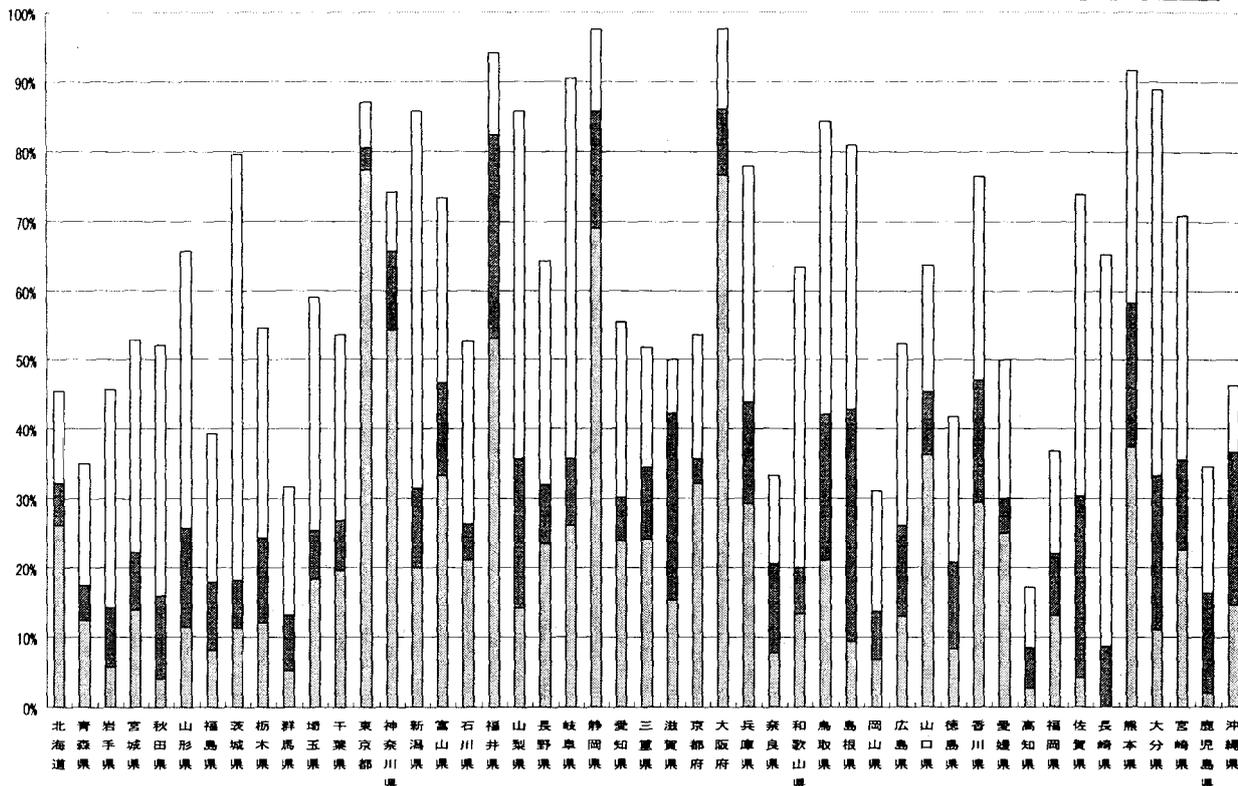
	平成18年9月末迄に策定が終わっている	平成18年度以内に策定が終わる予定	平成19年度以降に策定予定	策定と策定予定の合計	策定未定	計
	33 70.2%	2 4.3%	5 10.6%	40 85.1%	7 14.9%	47 100%

平成18年10月1日現在

社会・援護局地域福祉課調べ

55

□平成19年度以降に策定する予定  
 ■平成18年度以内に策定が済む予定  
 ◎平成18年9月末までに策定済み



## 地域で受け止める (ソーシャルインクルージョン)

○地域でなければ「見えないニーズ」

○「地域移行」という要請

○高齢者対策→

「地域で排除されがちな人々」への対応

# 「顔が見える」地区単位の活動

- 「見守り・声かけ」の重要性
  - ・近隣の重要性
  - ・日常の生活圏域
  - ・「地域密着・小規模多機能」が政策の方向
  
- 住民が主体となって活動できる単位
  - ・「地縁による団体」  
＝町内会・自治会

58

## 自治会・町内会の役員等に対する大臣表彰について

- 今年度から、自治会・町内会等の役員として率先して地域福祉活動に取り組んできた方々に対する厚生労働大臣表彰を実施
- 一人暮らしの高齢者の見守りなど、地域での福祉活動の担い手として、長く活躍している自治会・町内会の役員を「地域福祉活動功労者」として新たに表彰の対象に加えたもの。
- 大臣表彰は、秋の「全国社会福祉大会」において実施
- 今後も各市町村からの積極的な推薦にご協力をお願いいたします。

～「社会福祉功労者厚生労働大臣表彰実施要領」より抜粋～

### 第6 地域福祉活動功労者表彰

#### 1 趣旨

この表彰は、自治会、町内会等の町又は字の区域その市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本要領中「地縁による団体」という。）の役員として、永年地域福祉活動を率先して行っている者であってその功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

#### 2 被表彰者の範囲 ～抜粋～

- (1) 地縁による団体の役員として、地域福祉の推進のために過去20年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活躍中のもの。
- (2) 年齢50歳以上の者。

59

# 中学校区単位で考えると

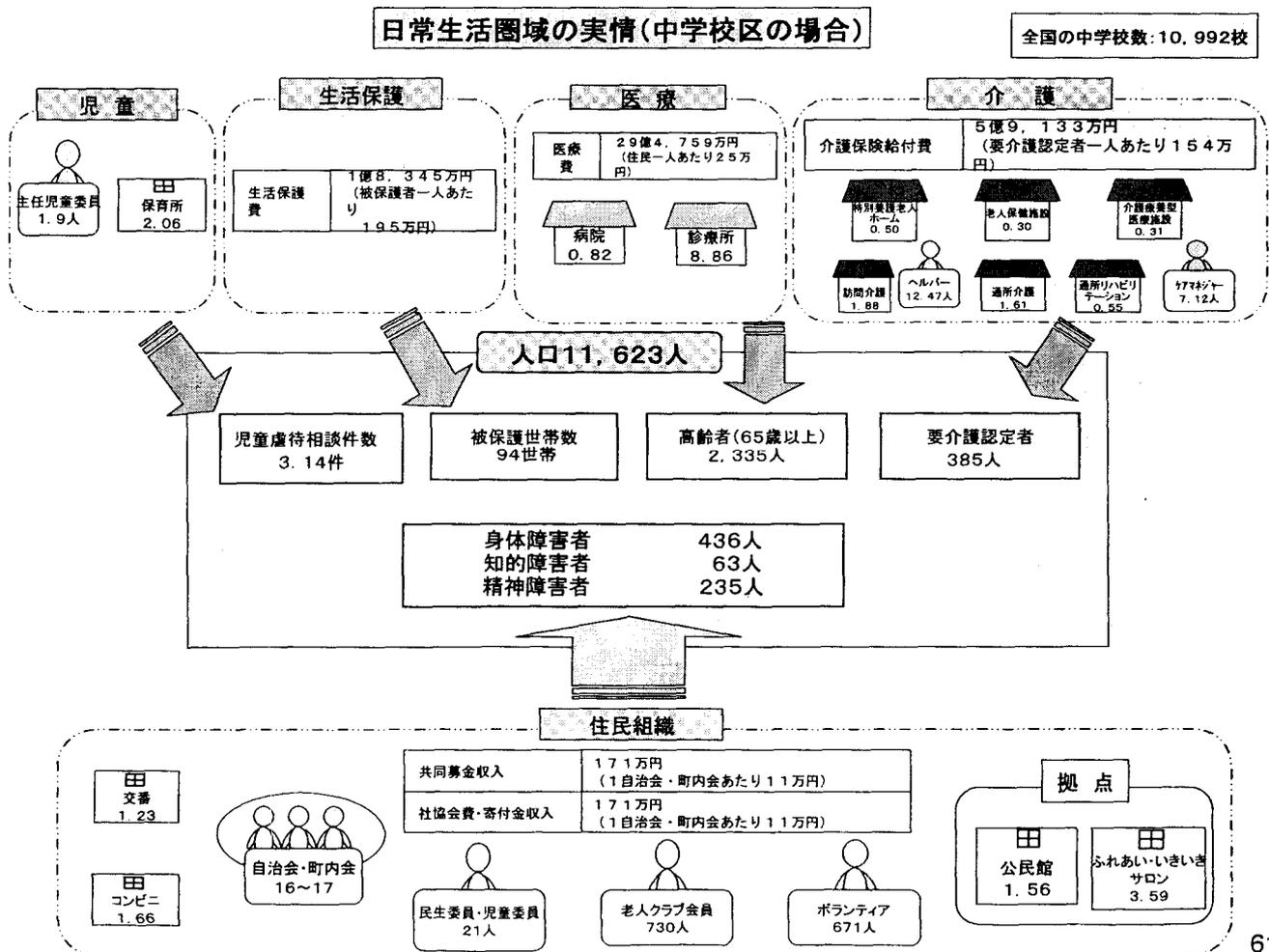
○中学校の数 10,992校

○1中学校区の人口 11,632人

○多くの地域資源

○公的な介護・福祉サービス(フォーマルサービス)

○住民の自主的・自発的な「福祉活動」



# 住民の福祉活動

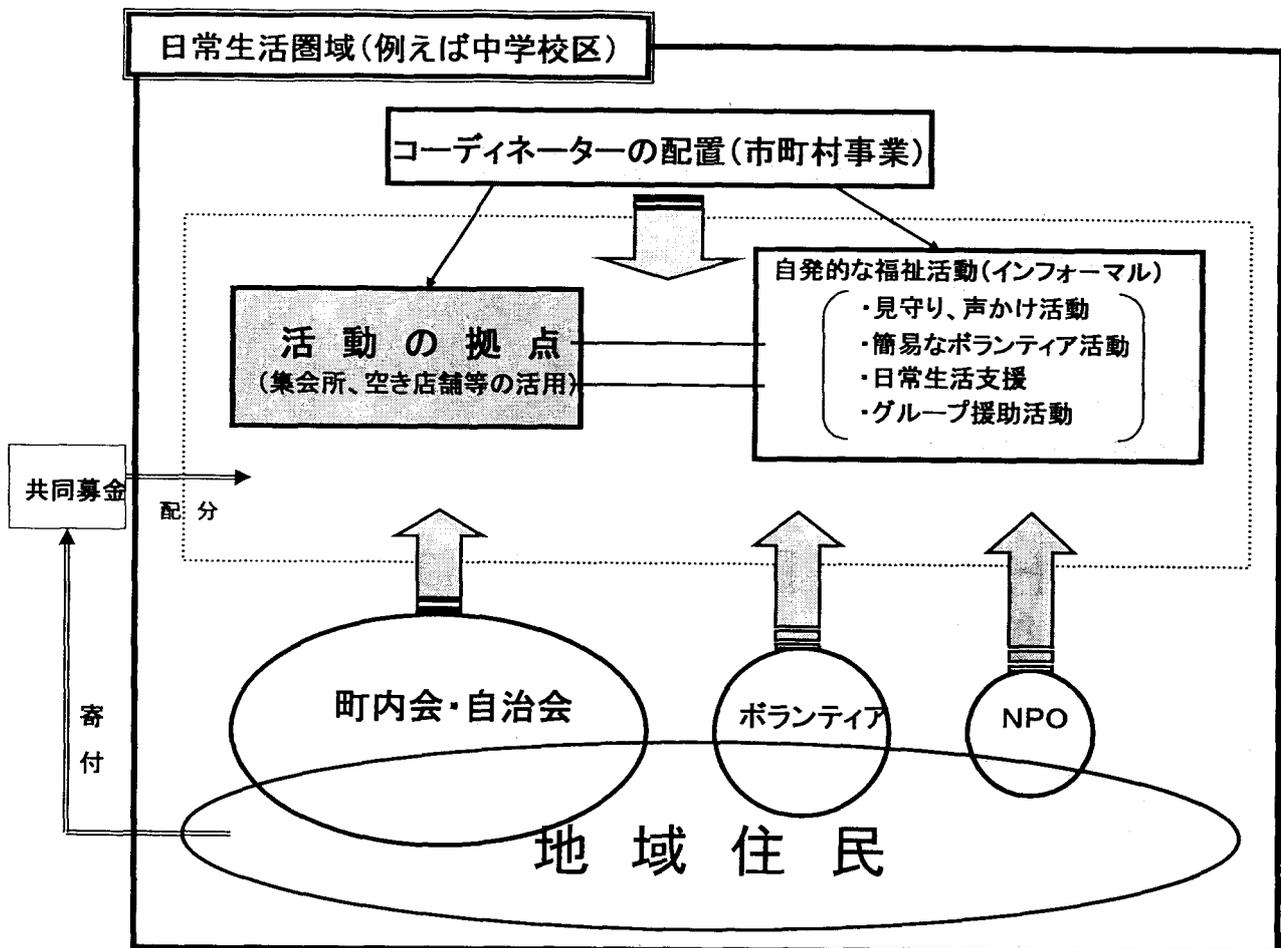
- 支援を必要とする人々への援助活動
  - ・身近な相談
  - ・安否確認・情報提供(見守り・声かけ活動)
  - ・日常生活支援＝簡易なボランティア活動
    - 話し相手・買い物・通院介助・薬取り
    - ゴミ出し・電球の交換など
- グループによる援助活動
  - ・ふれあいサロン・ミニデイサービス・世代間交流
  - ・子育てサロン・会食会など

62

## 地域での福祉活動を支えるために

- 中学校区で考える
  - ・システム
  - ・地域資源
  - ・投入費用
- 住民主体を支えるために必要な要素
  - ・活動の拠点
  - ・必要なメニューと資金
  - ・コーディネーター

63



64

## 地域福祉の意義

- インフォーマルケアの役割
  - ・「過度な事業化」の問題
  - ・フォーマルケアとインフォーマルケアの組み合わせ
  - ・求められる「生活便利屋」機能
- 福祉をキーにしたコミュニティの再生
  - ・都市の高齢化への対応
  - ・コミュニティ、まちづくりという観点
  - ・住民参加: ボランティアへのニーズ

# 地域福祉の振興ために —既存の制度の再構築—

○民生委員

\*

○ボランティア

○社会福祉協議会

\*

○サービス利用支援:「権利擁護事業」

○生活福祉資金

\*

○地域福祉計画

○共同募金